

# 宗教法人聖グレゴリオの家コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 宗教法人聖グレゴリオの家（以下「法人」という。）は、典礼、教育、研究を目的とする機関として法人、法人の役員（以下「役員」という。）、法人に勤務する教職員、派遣労働者及び業務受託者（以下、総称して「教職員等」という。）並びに法人で学ぶ生徒が、法令及び法人が定める諸規程の遵守を実現するために、この規程を定める。

2 この規程は、教職員等並びに法人で学ぶ生徒に共通の基本的な行動規範である。

## (定義)

第2条 この規程が定めるコンプライアンスとは、狭義の法令遵守に止まらず、法人の目的及び諸規程を遵守し、高い倫理観をもって行動することを意味する。

## (指針)

第3条 教職員等並びに法人で学ぶ生徒は、次の各号に定める指針に従い行動し、コンプライアンスを推進する。

- 一 法令やルールの遵守はもとより、人権や文化を尊重し、高い倫理観を持って、地域社会のみならず、広く国際社会に貢献する。
- 二 安全性や個人情報の保護に十分に配慮し、広く法人内外の信頼を獲得する。
- 三 公正、透明及び適正な取引を行うとともに、公私のけじめに留意する。
- 四 広く社会とのコミュニケーションを図り、法人の情報を積極的且つ公正に発信する。
- 五 個人の多様性、人格、個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保する。
- 六 社会秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体に対して、毅然とした対応をとる。
- 七 法人の理事（以下「理事」という）は、この指針及び遵守事項の実現が自らの役割であることを認識し、率先して範を示し、法人内に周知する。また内外の声を常に把握し、実効のある体制の整備・改善に取組み、コンプライアンスの徹底を図る。
- 八 万一、この指針及び遵守事項に反するような事態が発生したときには、理事が自ら法人内外への説明責任を果たすとともに、権限と責任を明確にして、厳正且つ公平な処分を行う。

## (遵守事項)

第4条 教職員等並びに法人で学ぶ生徒は、第1条（目的）及び第3条（指針）を達成するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 法令、諸規定などを正しく理解し、これを遵守する。
- 二 法人の目的、「服務規程」及び諸規程を正しく理解し、これを遵守する。
- 三 基本的人権及び個人の尊厳を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別は、行わない。
- 四 身体に対する侵害を内容とする懲戒又は肉体的苦痛を与えるような懲戒等、体罰の類は、行わない。
- 五 ハラスメント（嫌がらせ）の類は、行わない。
- 六 社会人としての自覚を堅持し、倫理観、社会正義及び社会良識に基づいて、誠実に行動する。
- 七 平等な雇用機会を確保し、公平、公正且つ健全で働きやすい職場環境及び人間関係を維持する。
- 八 日常の行動について常に公私の別を明らかにし、法人の施設、情報、自らの職務又は地位を私的な利益のために利用しない。
- 九 法人又は第三者の名誉及び信用を毀損する行為は、行わない。
- 十 不法行為、債務不履行又は公序良俗に反する行為は、行わない。
- 十一 環境保護に対する責任を常に意識し、安全で明るい健康的な環境の創造及び実現を優先する。

- 十二 第三者の誤解を受ける不適切な利益・贈答又は供応の授受は、行わない。
- 十三 職務上知り得た情報（公表された情報、開示が認められる情報又は開示が法的に義務付けられる場合を除く）は、機密情報として保護し、他に漏洩しない。
- 十四 法人の財産及び事務は、法令及び法人の諸規程に基づいて、適正に管理及び執行し、法人の業務及び財務に関する書類は、正確に作成し、所定の期間保存しなければならない。監査役の監査、行政官庁の監査、法人の内部監査又は訴訟等に関連して虚偽の書類作成、意図的な関係書類の隠匿又は破棄は、行わない。
- 十五 法人が定める組織及び職務権限を尊重する。
- 十六 法人の知的財産権を維持及び確保するとともに、教職員及び第三者の知的財産権を尊重する。
- 十七 法人は、特定の政党、若しくは企業に対する寄附、献金又は便宜供与の類を行わない。
- 十八 社会秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体との関係を排除する。
- 十九 地域社会等、社会の様々な活動に積極的且つ持続的に参加し、社会貢献に努める。
- 二十 法人が関係する全ての国の文化と慣習を尊重するとともに、各国の社会及び経済との調和・融和に配慮して行動する。

（通報制度）

第5条 第3条（指針）又は第4条（遵守事項）に抵触する事実（その疑いのある事実を含む。以下同じ。）又はこれらの事実を知り得た教職員等又は法人で学ぶ生徒は、法人のコンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）にその事実を通報することができる。

（コンプライアンス委員会）

第6条 コンプライアンス委員会の組織及び権限等は、「コンプライアンス委員会規程」に定める。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、常務理事会の審議を経て、決定する。

附 則

この規程は、2025年8月8日に制定し、2025年8月8日から施行する。